

2023年11月16日  
日本銀行決済機構局

CBDCフォーラム WG3  
「KYCとユーザー認証・認可」  
第1回会合の議事概要

1. 開催要領

(日時) 2023年10月25日(水) 14時00分～15時20分  
(形式) 対面形式及びWeb会議形式  
(参加者) 別紙のとおり

2. 日本銀行からの説明

- 事務局から、「【KYCとユーザー認証・認可】ワーキンググループ(WG3)について」<sup>1</sup>の資料に基づいて説明を実施。その後、質疑応答を行った。

3. 主な質疑応答

(参加者) 11ページの図表に関して、「エンドポイントデバイス」とは何かを明確にする必要があると考える。図表において、エンドポイントデバイスの欄にアプリと書かれており、それを議論の対象外としているように見えるが、スマートフォンのアプリの提供者は端末の管理主体と異なるほか、認証におけるオーセンティケータの提供者が別の事業者である場合もある。こうした部分が議論対象範囲から外れているように見える一方、14ページの論点の洗い出しにはエンドポイントデバイスと記載がある。

また、11ページの図表には「店頭決済端末」という記載もあるが、これもエンドポイントデバイス的一种なのではないか。店頭決済端末の形も、店舗の大きさによって区々である。議論の範囲の線引きが難しいところであるが、その部分のイメージは合わせておいたほうが良いと考えている。

(日本銀行) エンドポイントデバイス自体を議論するワーキンググループにつ

---

<sup>1</sup> [https://www.boj.or.jp/paym/digital/d\\_forum/dfo231025a.pdf](https://www.boj.or.jp/paym/digital/d_forum/dfo231025a.pdf) 参照。

いては、後続で立ち上げる予定があるため、本WGではエンドポイントデバイスそのものについて深掘りをしていただく必要はないと考えている。一方、ご指摘のとおり、本WGのテーマであるKYCやユーザー認証・認可に関して議論を進めるために必要な範囲での整理は必要と考えており、そうした点も含めて、今後の会合において適宜の前提を置きながら、議論を進めていただければと考えている。

(参加者) 1点目は、Identifier (識別子) について。既存の銀行口座では支店コードや預金種別などの番号の組み合わせによって構成されているが、CBDC口座においてこういった形が良いのかを議論に入れた方が良い。2点目は、KYCの議論における対象ユーザーの範囲について。対象を個人とするか法人とするか、個人の中でも外国人旅行者を含めるか否かによって、必要となる本人確認資料が異なる。この点は、1点目に述べた識別子のあり方とも関連すると考えている。3点目は、匿名性について。海外事例においては、少額決済については匿名性の高い決済を可能とする方向で検討を進めている先もある。一定の金額などの基準に応じて、匿名性の高い決済を認めるのか否かという議論も必要ではないか。また、匿名性を高めた場合に、いざとなれば取引を確認しうる形にするのか否かについて、技術的な方式を含めて議論した方が望ましいと考えている。

(日本銀行) 1点目の識別子については、今後の会合において、必要に応じて議論いただきたい。2点目の対象ユーザーの範囲は、優先順位をつけての議論を想定しており、まずは国内における個人を中心に議論を進めていただきたいと考えている。3点目の匿名性については、どのようなあり方が良いのか、論点の一つとして挙げていただき、必要に応じて議論を進めていただくことで良いのではないかと考えている。

(参加者) CBDCシステムの定義やステークホルダー、11ページに記載の各システムの関係性については、どのような前提となっているか。

(日本銀行) 「中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会 中間整理」(2022年5月)において、CBDCに関する当時の整理状況を公表しているので参照いただきたい。なお、その上で明確にすべき事項などがあれば、前提を仮置きして議論を進める必要があると認識している。

(参加者) 13 ページの例では、アプリ登録から C B D C 口座開設という流れになっているが、C B D C 口座は基本的には非対面で開設される前提か。

(日本銀行) C B D C を国民に広くご利用いただく観点からは、リアルな接点を活用した口座開設の方法も想定されるが、議論範囲が広範に亘るため、本WGにおいては、まずは非対面を中心に議論いただきたいと考えている。

(参加者) 課題整理に役立てるため、先行している海外事例の情報を提供していただきたい。

(日本銀行) 本WGの検討を進めていく上で参考になる情報があれば、共有させていただく。

(参加者) 1 点目は、K Y C について。C B D C が最終的に何を指すかがポイントになると考えている。一般に、金融サービスが内包する A M L / C F T のリスクを特定・評価し、それを低減する方策として K Y C が存在しているのであるから、C B D C を用いたサービスが何を指しているかによってリスクが変わってくる。まずは国内決済と認識しているが、例えば、外国送金のようなことを考えると議論の前提が変わるのでご留意いただきたい。また、サービスの提供対象者をどうするかも重要である。国内居住の日本人または在留カードを持っている外国人ということ想定するのであれば、海外居住の日本人・外国人にはサービスを提供しないことになり、入管等と連携して出国するときにすべて解約させる必要が生じるなどという議論も考えうる。2 点目は、もう少し狭い意味での、犯収法上の取引時確認について。犯収法上の取引時確認は、特定事業者の顧客に対して行うものとされている。したがって、特定事業者である金融機関や資金移動業者等は、顧客ではない者に対して犯収法上の取引時確認を行う必要はない。このため、金融機関や資金移動業者等の顧客でない者が C B D C を保有する場合の対応を議論いただく必要があるだろう。

(日本銀行) ご指摘の点を含めて、今後も色々と知見を共有いただきながら、

議論を進めていただければと考えている。

#### 4. 次回予定

次回の会合は11月21日（火）に開催予定。

以 上

CBDCフォーラム WG3  
「KYCとユーザー認証・認可」  
第1回会合参加者

(参加者) ※五十音・アルファベット順  
株式会社イオン銀行  
セコム株式会社  
ソニー株式会社  
大日本印刷株式会社  
株式会社千葉銀行  
日本電気株式会社  
日本マイクロソフト株式会社  
日立チャネルソリューションズ株式会社  
フェリカネットワークス株式会社  
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ  
株式会社マネーフォワード  
株式会社みずほ銀行  
株式会社三井住友銀行  
株式会社三菱UFJ銀行  
株式会社ゆうちょ銀行  
株式会社りそなホールディングス  
NRIセキュアテクノロジーズ株式会社  
株式会社NTTドコモ

(事務局)  
日本銀行